

## 令和4年度石巻市測量・建設コンサルタント等業務 競争入札参加資格審査申請要領（補充登録）

### 1 申請者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。
- (2) 令和4年4月1日時点において、1年以上の営業経験を有し、かつ、課税対象者については、申請日までに納期限が到来した所得税、法人税、消費税、地方消費税、事業税及び市区町村税を完納しており、申請日前の直近1年分の納税証明書の提出が可能であること。  
なお、本社以外の支店、営業所等に委任して申請する場合は、その委任先がこれらの資格を満たし、委任先の納税証明書の提出が可能なこと。
- (3) 石巻市と契約する営業所については、本社（本店）を含めてどこか1つの営業所での登録になる（複数の営業所等の登録不可）。よって、登録を希望する営業所は、登録希望業種に応じ、国土交通大臣又は都道府県知事の登録を受けていること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与しており、適正な競争を妨げるおそれがあると認められるものでないこと。

※ 国税の納税証明書は、会社や自宅からオンライン請求することができます。  
詳しくは、国税庁ホームページを御覧ください。

（国税庁）納税証明書の交付請求手続

<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

#### **※ 新型コロナウイルス感染症の影響による国税等の徴収猶予を受けた方へ**

徴収金に未納がある場合でも、新型コロナウイルス感染症の影響により国税等の徴収猶予を受けた方は、必要書類の提出により石巻市の競争入札参加資格審査申請が可能です。詳細については、別紙「新型コロナウイルス感染症の影響による国税等の徴収猶予を受けた方へ」を御確認ください。

### 2 申請書受付期間

**令和4年2月1日（火）から令和4年2月15日（火）まで**

※ 令和4年2月15日（火）17時まで 石巻市総務部管財課 **必着**のこと。

※ 発送日にかかわらず、受付期間最終日の17時を過ぎて石巻市総務部管財課に到着したものは受け付けません。また、到着に関するトラブルには対応できません。

### 3 申請方法

郵送（輸送）のみの受付とします。「一般書留」「簡易書留」「特定記録」「宅配便」など、到着日時が確認できる方法としてください。ただし、信書便取扱いのものに限ります。なお、持参による申請は受け付けません。

**【送付先】**

〒986-8501 石巻市穀町1 4 番1 号  
石巻市総務部管財課契約グループ

※ 不明な点がありましたら、次の連絡先にお問い合わせください。

石巻市総務部管財課契約グループ 電話0 2 2 5-2 3-6 6 1 1・6 6 1 2 (直通)

※ 封筒 (A 4 判のフラットファイルが入るもの) に、「**入札参加資格申請書類 (コンサル) 在中**」と、**朱書き**してください。

※ **申請書受理票は、発行しません。(申請者作成の受理票等の返送も不可。)**

申請書の受理に係る問い合わせには対応しませんので、申請書が当市に配達されたか確認する場合は、各申請書類等の送付を依頼した会社のホームページで検索するか、又は各申請書類等の送付を依頼した会社へお問い合わせください。

**4 申請書の提出部数**

1 部とします。

**5 競争入札参加資格承認書の交付**

資格審査の結果、適格と認めた場合は、競争入札参加資格承認簿に登録し、競争入札参加資格承認書を3月下旬に交付する予定です。

**6 資格の有効期間**

**令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間**とします。

**7 提出書類等 (詳細は、4ページから6ページまでに記載)**

- (1) 謄本及び各種証明書類 (写しを含む。) は、全て申請日から遡って3か月以内に発行されたものに限ります。
- (2) 申請書等の記載に当たっては、7ページ以降の「**令和4年度石巻市測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査申請書類作成要領**」を御覧ください。
- (3) **押印は朱肉を使用したもの**とし、浸透印 (シャチハタ等) は使用しないでください。
- (4) **例年、書類の提出漏れが多く見受けられます。申請書類作成の際は、本要領をよくお読みいただき、提出書類チェック表により、再度確認いただいた上で、お送りください。**

**8 注意事項**

- (1) この申請は、競争入札に参加する資格を得るためのものであり、競争入札参加資格承認書を交付されても、指名競争入札等において必ず指名されるわけではありませんので、御承知願います。
- (2) 測定・解析・計量及び不動産鑑定については、役務提供競争入札参加資格審査申請になります。

## 9 有資格業者名簿の公表

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第8条の規定に準用し名簿を公表します。

また、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書等は、石巻市情報公開条例（平成17年石巻市条例第14号）の規定に基づく請求があった場合には、公開することがあります。申請書等に記載された個人に関する情報は石巻市の入札契約事務のために収集するものです。個人に関する情報を記載する書類の提出に当たっては、使用目的を本人に伝え、その承諾を得てから申請をしてください。

## 10 営業内容等の確認について

新規に登録申請される方等営業内容を確認する必要があると認められる場合は、上記7の提出書類等のほかに、営業所の状況や事業概要等を記載した書類の提出を求める場合があります。

## 11 その他

不明な点がありましたら、次の連絡先にお問い合わせください。

石巻市総務部管財課契約グループ 電話0225-23-6611・6612（直通）

No.	提出書類	説明等
1	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（様式1-①、②）	※ 申請日については、令和4年2月1日以降の申請書を作成する日付を記載すること。
2	法人 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）又はこれの写し	・ 法務局発行
	個人 身分（身元）証明書又はこれの写し	・ 申請者の本籍地の市区町村発行
3	法人 印鑑証明書又はこれの写し（実印）	・ 法務局発行
	個人 印鑑登録証明書又はこれの写し（実印）	・ 市区町村発行
4	石巻市競争入札参加資格審査申請委任状	・ 市指定様式 ・ 行政書士等が代理申請する場合に提出すること。 ・ 本委任状については、 <u>本要領公表後（本公告日以後）</u> に発行されたものを提出すること。
5	委任状兼使用印鑑届（様式2）	・ 市指定様式 ・ 委任事項については <u>契約行為等を本社以外の営業所、支店等に委任して申請する場合のみ記載すること。（委任しない場合は記載不要。）</u> ・ 使用印は、役職名、氏名等が表示されたものに限る。ただし、法務局に提出した印は、この限りでない。
6	・ 測量法に基づく登録通知の写し又は登録証明書の写し ・ 測量業者登録申請書（詳細は、右記参照）の写し	・ 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定に基づく測量業者の登録を受けていること。 なお、 <u>本社以外の営業所、支店等に委任して申請する場合は、当該営業所、支店等がその登録を受けていること。</u> ・ 以下の測量業者登録申請書類の写しを提出すること。 ① 測量業者登録申請書の <u>第一面及び第一面別紙（別表第十一（第十二条関係））</u> の写し ② 測量業者登録申請書の「添付書類（ホ）（測量法第55条の3第4号） 使用人数・営業所ごとの測量士・測量士補の数」 ③ 測量業者登録申請書の「添付書類（ト）（測量法第55条の3第6号） 誓約書」
7	建築士法に基づく登録通知の写し又は登録証明書の写し	・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく建築士事務所の登録を受けていること。 なお、 <u>本社以外の営業所、支店等に委任して申請する場合は、当該営業所、支店等がその登録を受けていること。</u>
8	① 建設コンサルタント登録規程に基づく登録通知の写し（追加登録通知の写しを含む。）又は登録証明書の写し ② 現況報告書の写し	・ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の登録を受けていること。 ・ 現況報告書の写しは、 <u>最新のもので、国土交通省の確認印があるものとする。</u> （様式第18号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トのみ） （貸借対照表、損益計算書、完成業務原価報告書、株主資本等変動計算書及び注記表の添付は不要）

No.	提出書類	説明等
9	① 地質調査業者登録規程に基づく登録通知の写し（追加登録通知の写しを含む。）又は登録証明書の写し ② 現況報告書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）の登録を受けていること。</li> <li>・現況報告書の写しは、<b>最新のもので、国土交通省の確認印があるものとする。</b>（様式第18号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トのみ）（貸借対照表、損益計算書、完成調査原価報告書、株主資本等変動計算書及び注記表の添付は不要）</li> </ul>
10	① 補償コンサルタント登録規程に基づく登録通知の写し（追加登録通知の写しを含む。）又は登録証明書の写し ② 現況報告書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）の登録を受けていること。</li> <li>・現況報告書の写しは、<b>最新のもので、国土交通省の確認印があるものとする。</b>（様式第16号イ、ロ、ハ、ニ、ホのみ）（貸借対照表、損益計算書、完成業務原価報告書、株主資本等変動計算書及び注記表の添付は不要）</li> </ul>
11	経営規模等総括表（様式3）	
12	測量等実績調書（様式4）	
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直前1年の営業年度の「貸借対照表」「損益計算書」の写し</li> <li>・その他財務諸表があればその写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等の登録で財務諸表の提出を義務付けられている場合（財務に関する報告書、現況報告書）は、国に提出したものの写しで可とする。</li> </ul>
14	<p><b>【法人】</b> 納税証明書又はこれの写し</p> <p>①国税 ②都道府県税（法人事業税） ③市区町村税</p> <p><b>【個人】</b> 納税証明書、非課税証明書又はこれらの写し</p> <p>①国税 ②都道府県税（個人事業税） ③市区町村税</p> <p>※ <b>新型コロナウイルス感染症の影響により国税等の徴収猶予を受けた方は、上記の書類に代わり、別紙「新型コロナウイルス感染症の影響による国税等の徴収猶予を受けた方へ」に記載の書類を提出のこと。</b></p>	<p>①国税 法人については、法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことが確認できる税務署長発行の証明書 個人については、所得税、消費税及び地方消費税について未納がないことが確認できる税務署長発行の証明書</p> <p>②都道府県税 申請日までに納期限が到来した都道府県税に係る徴収金について未納がないことが確認できる都道府県税事務所長発行の証明書</p> <p>③市区町村税 法人については、申請日時点において取得できる最新年度分の法人市区町村民税及び固定資産税（該当ない場合は不要）に係る市区町村長発行の証明書 個人については、申請日時点において取得できる最新年度分の市区町村民税、固定資産税（該当ない場合は不要）及び国民健康保険税に係る市区町村長発行の証明書</p> <p>※ <u>納期限未到来の場合は前年度の証明書を提出すること。</u> <u>ただし、前納等で最新年度分の市区町村民税等を完納している場合は、最新年度分の証明書を提出すること。</u></p> <p>※ 未納がないことの証明書が発行できる自治体は、当該証明書でも可とする。</p> <p>例：石巻市における固定資産税の場合 最終納期（第4期）納期限が令和4年2月28日のため、本申請時には納期限が未到来となっているが、既に令和3年度分を完納している場合は、令和3年度の納税証明書を提出すること。</p> <p>※ <b>契約行為等を本社以外の営業所、支店等に委任して申請する場合は、委任先の所在地の都道府県税及び市区町村税の証明書を提出すること。</b></p> <p>例：本社が東京にあり、仙台支店に委任する場合 国税経営規模等総括表（様式3）－東京都所轄税務署、県税－宮城県、市税－仙台市</p>

No.	提出書類	説明等
15	技術者経歴書（様式4-2）	
16	事業協同組合等構成員名簿（様式5）	・ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）により設立された事業協同組合、企業組合及び協業組合に該当する場合のみ提出すること。
17	担当者名刺貼付用紙	・ 市指定様式 ・ 申請書等について説明のできる方の名刺1枚を貼ること。 （名刺がない場合は、連絡先等を記載すること。）
18	提出書類チェック表	・ 別添1（申請者が記載）
19	返信用封筒	・ 長3封筒に <b>84円</b> 切手を貼り、 <b>返信先の住所及び宛名（御中、様等まで）</b> を記載すること。
20	フラットファイル	・ <b>ピンク色（赤色）</b> のA4判縦型のフラットファイル ※ 表紙及び背表紙に商号又は名称を記載すること。

◎提出書類 No. 2 から No. 17 までの順に、No. 20 のピンク色（赤色）のA4判縦型のフラットファイルに2穴パンチして綴り込み、表紙及び背表紙に商号又は名称を記載してください。

◎No. 1、No. 18、No. 19については、ファイルに綴り込まないで送付してください。  
（なお、No. 1、No. 18は、ファイルに綴り込めるように、2穴パンチしてください。）

◎ファイルはエコロジー商品を用い、とじ具は樹脂製又はポリスチレン製のものを使用してください。

## 令和4年度石巻市測量・建設コンサルタント等業務 競争入札参加資格審査申請書類作成要領

### 1 申請書類の記載事項の基準日

申請しようとする日の直前の営業年度の終了日とする。ただし、決算に関する事項については、基準日の直前に決算の確定した日とする。

### 2 申請書（様式1-①、様式1-②）の作成方法

#### 【01 申請区分】

「新規・更新の別」には、申請時点で当市の競争入札参加資格承認簿に登録されている者が、引き続き資格を得るために申請する場合は「更新」、その他の場合には「新規」に○印を付す。

#### 【02 本社（店）情報】

- (1) フリガナの欄は、カタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱う。

なお、「本社（店）住所」の都道府県名及び「商号又は名称」の株式会社等法人の種類を表す文字（株や有など）については、フリガナは記載しない。

- (2) 「本社（店）住所」での丁目、番地は、商業登記簿謄本に記載されているとおりに記載する。ただし、商業登記簿謄本上の住所と営業上の住所が異なる場合は、営業上の住所を記載する。

- (3) 「商号又は名称」での株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いる。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	一般財団法人	公益財団法人	一般社団法人	公益社団法人	合同会社
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(一財)	(公財)	(一社)	(公社)	(合)

- (4) 「代表者氏名」には、姓と名前との間は1文字空けて記載する。（代表者の役職については、フリガナの記載は不要）。

**※ 申請書下段（注）を確認の上で、生年月日及び性別を忘れずに記載すること。**

- (5) 「本社（店）電話番号」及び「本社（店）FAX番号」での市外局番等については、（ ）を用いずに、数字のみを記載する。

- (6) 「メールアドレス」には、当市からの契約に関する種々の連絡に対応できるアドレスを必ず記載する。

**※ 他者のメールアドレスと重複することのないようにすること。**

- (7) 「営業年数」には、登録を希望する業種に係る事業の開始日（複数の業種を希望する場合は最も早い開始日）から基準日までの期間（1年未満切り捨て）を記載すること。

ただし、この間に当該事業を中断した期間がある場合には、これを除いた期間（1年未満切り捨て）を記載すること。

- (8) 「総職員数」には、基準日の前日において常時雇用している従業員の数に、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載する。

なお、「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ、客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいうので注意すること（休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中勤務していることが必要であり、パートタイム労働者等は含まない。）。

### 【03 委任先情報】

当該欄には、**契約行為を本社の代表者以外の支店長等へ委任する場合に記載（委任しない場合は記載不要）**する。記載要領は【02 本社（店）情報】と同様とする。

### 【04 申請代理人情報】

当該欄には、行政書士等が代理申請する場合に記載する。

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を作成し提出する場合は、本欄への記載は不要である。

### 【05 登録部門及び希望部門】

本様式の末尾にある記載要領に従って記載する。

### 【06 有資格者数（人）】

当該欄には、当市が指定する次の資格者の範囲に従い該当職員数を記載する。

1人で2以上の資格を有している者がある場合には、重複して計上する。さらに、技術士において同一部門において選択科目が異なる場合には、それぞれ重複して記載する。ただし、1人で同一種類である「一・二級」、「士・士補」の資格を有している場合は、上位のもののみ計上する。

一級建築士の免許を受けている者が、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けている者である場合は、一級建築士欄にはカウントしない。構造設計、設備設計両方交付されている者は、それぞれ重複して記載する。

なお、記載事項が一葉で終わらない場合は、同欄の書式で延長するものとする。この場合には、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

## 3 添付書類の作成方法

経営規模等総括表（様式3）及び測量等実績調書（様式4）、技術者経歴書（様式4-2）並びに構成員名簿（様式5）については、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとする。

なお、記載事項が一葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。この場合には、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

#### 4 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に関する設計、監理、調査等及び測量に係る契約のうち登録業種に係るものである。